

「文学のまち大津」推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市に受け継がれる豊かな文学に関する資源（以下「文学資源」という。）について市民とともにその魅力を再発見し、並びに共有及び活用することにより、市民の文学資源の愛着の醸成並びに文学資源に係る魅力向上を図り、もって地域の活性化を行うに当たり、学識経験を有する者等から意見を聴取するため、「文学のまち大津」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 文学資源の再発見等に関する事項
- (2) 文学資源を活かした情報発信、プロモーション、イベントの開催等に関する事項
- (3) ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟及び当該加盟都市との交流に関する事項
- (4) その他文学資源を活かした取組の推進に関する事項

(構成等)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が適当と認める者15人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体から選出された者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、文学資源の取組の推進に関し識見を有する者
- 2 協議会のほか、前条各号に掲げる事項について専門的な助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 庶務担当課長は、協議会を構成する者のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。
- 5 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。